改正後

改正前

第1 総則関係

1 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)第1条の「別に法律で定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(削る)

2 (略)

- 第3 <u>勤務時間法第6条第3項の規定に基づく</u> <u>勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に</u> <u>基づく週休日及び</u>勤務時間の割振りの基準等 関係
 - 1 規則第3条第1項第1号の「人事院の定 める日」は、次のとおりとする。
 - (1) 職員が日を単位として出張する日
 - (2) 職員が規則第10条第1号に掲げる研修(同条の人事院が定める基準に適合するものに限る。)を受ける日
 - (3) 第16の第2項による計画表等により 、職員が休暇を使用して1日の勤務時間 の全てを勤務しないことを予定している ことが明らかな日
 - 2 規則<u>第3条第2項第1号</u>の「次長」とは 、試験所、研究所その他の試験研究又は調 査研究に関する業務を行う機関において、 その長の職務全般についてこれを直接補佐 する職員をいう。
 - 3 規則<u>第3条第2項第1号</u>の「試験研究に 関する業務の遂行を支援する業務」には、 人事、会計その他の庶務に関する業務は含 まれないものとする。
 - 4 規則<u>第3条第2項第2号</u>の規定による人 事院との協議は、次の事項を記載した文書 により、事前に相当の期間をおいて行うも のとする。
 - (1) 協議の対象となる職員が占める官職及

第1 総則関係1 (同左)

(1)~(3) (同左)

- (4) 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等 に関する法律(平成27年法律第62 号。以下「矯正医官法」という。)第5 条に規定する職員の勤務時間の割振り
- 2 (同左)
- 第3 <u>勤務時間法第6条第3項適用職員の</u>勤務 時間の割振りの基準等関係

- 1 規則第2条第1号の「次長」とは、試験 所、研究所その他の試験研究又は調査研究 に関する業務を行う機関において、その長 の職務全般についてこれを直接補佐する職 員をいう。
- 2 規則第2条第3号の「試験研究に関する 業務の遂行を支援する業務」には、人事、 会計その他の庶務に関する業務は含まれな いものとする。
- 3 規則第2条第4号の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。
 - (1) (同左)

びその職務内容

- (2) <u>規則第3条第2項</u>の規定を適用しよう とする理由
- (3) その他必要な事項

(削る)

- 5 規則第3条第3項(規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該再任用短時間勤務職員等(規則第3条第1項第1号に規定する再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。
- 6 規則第3条第4項(規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とし、規則第3条第4項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ(1)に規定する始業若しくは終業の時刻の設定又は(2)に規定する休憩時間の延長に必要と認められる範囲内に限る。
 - (1) 超過勤務(勤務時間法第13条第2項 に規定する勤務をいう。)による職員の 疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を規 則第3条第1項第2号又は第2項第1 号ロ、第2号ロ若しくは第3号(規則 第4条の3第2項において準用する場 合にあっては、同条第1項第3号)に

- (2) <u>勤務時間法第6条第3項</u>の規定を適用しようとする理由
- (3) (同左)
- 4 規則第3条第1項第1号イ及び第2号イ の「人事院の定める日」は、次のとおりと する。
 - (1) <u>勤務時間法第6条第3項適用職員が日</u> を単位として出張する日
 - (2) 勤務時間法第6条第3項適用職員が規則第10条第1号に掲げる研修(同条の人事院が定める基準に適合するものに限る。第18の第1項(2)において同じ。) を受ける日
 - (3) 第16の第2項による計画表等により 、勤務時間法第6条第3項適用職員が休 暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤 務しないことを予定していることが明ら かな日

(新設)

規定する各省各庁の長があらかじめ定 める連続する時間(以下「コアタイム 等」という。)の始まる時刻より後に 設定し、又は終業の時刻をコアタイム等 の終わる時刻より前に設定する必要があ る場合

- (2) 職員が規則第4条第2項(規則第4条 の3第2項において準用する場合にあっ ては、規則第4条の4第3項)の規定に より割り振られる勤務時間の一部の時間 帯において在宅勤務(職員の住居におけ る勤務をいう。第6の第4項において同 じ。)を行う場合(当該時間帯の直前又 は直後に置く第23項の規定によりあら かじめ周知した休憩時間に職員の住居と 通常の勤務場所との間の移動が必要とな る場合に限る。)において、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範 囲内において延長する必要があるとき。
- 7 職員が規則第4条第1項又は第4条の4 第1項の申告をする場合には、15分を単位として行うものとする。各省各庁の長が規則第4条第2項若しくは第4条の4第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は規則第4条第3項若しくは第4条の4第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する場合においても、同様とする。
- 8 再任用短時間勤務職員等については、<u>単</u>位期間(規則第4条の2に規定する単位期間をいう。第4の第1項を除き、以下同じ。)に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。
- 9 規則第4条第2項の規定による勤務時間 の割振り並びに規則第4条の4第3項の規 定による週休日の設定及び勤務時間の割振 りは、単位期間の開始以前に行うものとし 、規則第4条第2項の規定による</u>勤務時間 の割振りは、できる限り、単位期間が始ま る日の前日から起算して1週間前の日まで に行うものとする。
- <u>10</u> 規則第4条第2項第1号後段の規定に よる勤務時間の割振りは、次に定める基準

- 5 各省各庁の長は、規則第3条第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は同条第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する場合には、15分を単位として行うものとする。勤務時間法第6条第3項適用職員が同条第2項の申告をする場合においても、同様とする。
- 6 再任用短時間勤務職員等である勤務時間 法第6条第3項適用職員に係る勤務時間の 割振り若しくは割振りの変更又は申告については、勤務時間法第6条第3項に規定す る4週間ごとの期間に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。
- 7 規則<u>第3条第3項</u>の規定<u>による</u>勤務時間 の割振りは、できる限り、<u>勤務時間法第6</u> 条第3項に規定する4週間ごとの期間(第 9項において「単位期間」という。)が始 まる日の前日から起算して1週間前の日ま でに行うものとする。

(新設)

- に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。
- (1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分(再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間と当該期間における勤務時間と当該の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この(1)及び第17項において同じ。)を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。
- (2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間(各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。)の始まる時刻又は官庁執務時間(大正11年閣令第6号(官庁執務時間並休暇に関する件)第1項に定める官庁の執務時間をいう。以下同じ。)の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。
- 11 規則第4条第2項第2号ただし書の規定による勤務時間の割振りは、前項(1)に定める基準に適合するように行うものとするほか、始業の時刻を申告された始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に設定し、かつ、終業の時刻を申告された終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に設定ではするものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数

8 規則第3条第3項ただし書の規定による 勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると業務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りに当たっては を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りに当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。(削る)

(削る)

12 規則第4条第2項第1号の規定により 割り振られた勤務時間に係る同条第3項第 2号の場合における変更は、各省各庁の長 が当該勤務時間を変更しなければ公務の運 営に著しい支障が生ずると認める場合に限 るものとし、かつ、第10項(1)及び(2)に定 める基準に適合するように行うものとす る。この場合において、勤務時間の割振り を変更しようとする日(以下「変更日」と いう。)について既に割り振られている勤 務時間数を変更して勤務時間を割り振ると きは、必要な限度において、当該変更日以 外の日について既に割り振られている勤務 時間数を変更して勤務時間を割り振ると ができるものとし、その日の選択及び勤務 、できる限り、<u>勤務時間法第6条第3項適</u> 用職員の希望を考慮するものとする。

- (1) 勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分(再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間法第6条第3項に規定する4週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間(以下「1日の平均勤務時間」という。))を超えないようにし、勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分(再任用短時間勤務職員等にあっては、1日の平均勤務時間)を下回らないようにすること。
- (2) 申告された始業の時刻と標準勤務時間 (各省各庁の長が、勤務時間法第6条第 3項適用職員が勤務する部局又は機関の その他の職員の勤務時間帯等を考慮して 、7時間45分となるように定める標準 的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。) の始まる時刻との間に始業の時刻を設 定し、かつ、申告された終業の時刻と標 準勤務時間の終わる時刻との間に終業の 時刻を設定すること。

(新設)

時間の割振りの変更に当たっては、できる 限り、職員の希望を考慮するものとする。

- 13 規則第4条第2項第2号の規定により 割り振られた勤務時間に係る同条第3項第 2号の場合における変更は、次に定めると ころによる。
 - (1) 変更日の属する単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに勤務時間の割振りの変更を行うときは、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合において、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更するときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について次に掲げる基準に適合するように既に割り振られている動務時間数を変更して勤務時間の割振りを変更することができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

ア・イ (略)

(2) (略)

- 14 規則第4条第4項(規則第4条の4第 5項において準用する場合を含む。)の申 告簿及び割振り簿については、次に定める ところによる。
 - (1) 申告簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア・イ (略)

ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わる勤務時間の形態 (規則第4条の4第5項において準用する場合にあっては、当該時刻及び勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日とする日又はこれらに代わる勤務時間の形態。(2)ウにおいて同じ。)

エ~カ (略)

(2) 割振り簿は、各省各庁の長が作成し、 次に掲げる記載事項の欄を設けるものと する。

ア~カ (略)

- 9 規則第3条第4項第2号の場合における 勤務時間の割振りの変更については、次に 定めるところによる。
 - (1) 勤務時間の割振りを変更しようとする 日(以下この項において「変更日」とい う。) の属する単位期間が始まる日の前 日から起算して1週間前の日までに勤務 時間の割振りの変更を行うときは、次に 掲げる基準に適合するように行うものと する。この場合において、変更日につい て既に割り振られている勤務時間数を変 更するときは、必要な限度において、当 該変更日以外の日について次に掲げる基 準に適合するように既に割り振られてい る勤務時間数を変更して勤務時間の割振 りを変更することができるものとし、そ の日の選択及び勤務時間の割振りの変更 に当たっては、できる限り、勤務時間法 第6条第3項適用職員の希望を考慮する ものとする。

ア・イ (同左)

- (2) (同左)
- 10 規則第4条の勤務時間の申告簿及び<u>勤</u> 務時間の割振り簿については、次に定める ところによる。
 - (1) <u>勤務時間の申告簿</u>は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア・イ (同左)

ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わ る勤務時間の形態

エ~カ (同左)

(2) <u>勤務時間の割振り簿</u>は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア〜カ (同左)

- (3) <u>申告簿</u>及び<u>割振り簿</u>を作成する際の参考例を示せば、別紙第1のとおりである。
- 15 規則第4条の2の「人事院の定める場合」は次に掲げる場合とし、各省各庁の長は、当該場合の区分に応じ、同条の規定により勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。
 - (1) 部局又は機関内の職員について規則第 4条第2項の規定による勤務時間の割振 りに係る単位期間が始まる日を同一の日 とすることが公務の円滑な運営に必要と 認める場合において、勤務時間を割り振 ろうとする日の初日が当該部局又は機関 内の他の同条第1項の申告を行った職員 の勤務時間の割振りに係る単位期間の中 途の日であるとき 当該初日から当該単 位期間の末日までの期間
 - (2) 育児休業法第17条の規定により読み 替えられた勤務時間法第6条第3項の規 定により勤務時間を割り振ろうとする職 員の育児短時間勤務の期間をその初日か ら4週間ごとに区分した場合において、 最後に4週間未満の期間を生じたとき 当該期間
- 16 職員は、規則第4条の4第1項の規定 による申告に当たっては、次に定めるとこ ろにより、状況申出書を提出するものとす

る。

- (1) 状況申出書は、各省各庁の長が作成し 、次に掲げる記載事項の欄を設けるもの とする。
 - ア 職員の所属及び氏名
 - <u>イ</u> 当該申告に係る子の氏名、生年月日 及び職員との同居又は別居の別
 - ウ 当該申告に係る要介護者(規則第4 条の5第2項第2号に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。第 19項、別紙第1の2及び別紙第1の 3において同じ。)の氏名、職員との同居又は別居の別及び職員との続柄並びに当該要介護者の状態及び具体的な介護の内容

(3) <u>勤務時間の申告簿及び勤務時間の割振り簿</u>を作成する際の参考例を示せば、別 紙第1のとおりである。

(新設)

(新設)

- (2) 状況申出書を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の2のとおりである。
- 17 規則第4条の4第3項後段に規定する
 公務の運営に支障が生ずると認める場合に
 おける週休日の設定及び勤務時間の割振り
 は、次に定める基準に適合するように行う
 ものとする。この場合において、申告どお
 りに週休日を設け、又は勤務時間を割り振
 ると公務の運営に支障が生ずる日について
 、それぞれ当該週休日を勤務日とするとき
 又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り
 振るときは、必要な限度において、当該支
 障が生ずる日以外の日について週休日とし
 、又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り
 り振るものとし、その週休日とする日の選
 択に当たっては、できる限り、職員の希望
 を考慮するものとする。
 - (1) その勤務日とする日又は申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、当該勤務日とする日に割り振る勤務時間又は延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。
 - (2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間の始まる時刻又は官庁執務時間の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。
- 18 規則第4条の4第4項第2号の場合に おける週休日及び勤務時間の割振りの変更 は、各省各庁の長が当該週休日又は当該勤 務時間を変更しなければ公務の運営に著し い支障が生ずると認める場合に限るものと し、かつ、前項(1)及び(2)に定める基準に適 合するように行うものとする。この場合に おいて、当該週休日を勤務日とするときは 、必要な限度において、その勤務日とする 日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日 とする日以外の日について既に割り振られ

(新設)

(新設)

でいる勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

- 19 規則第4条の5第1項の「同居」には 、職員が要介護者の居住している住宅に泊 まり込む場合等を含む。
- 20 規則第4条の5第1項第2号の「人事 院が定めるもの」は、次に掲げる者とす る。
 - (1) 父母の配偶者
 - (2) 配偶者の父母の配偶者
 - (3) 子の配偶者
 - (4) 配偶者の子
- 21 規則第4条の5第2項第1号の「養育 する」とは、職員と法律上の親子関係があ る子(養子を含む。)を養育することをい う。
- 22規則第4条の6第2項の状況変更届については、次に定めるところによる。
 - (1) 状況変更届は、各省各庁の長が作成し 、次に掲げる記載事項の欄を設けるもの とする。
 - ア 職員の所属及び氏名
 - イ 規則第4条の5第2項各号に掲げる 職員に該当しないこととなった事由及 びその発生日
 - (2) <u>状況変更届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の3のとおりである。</u>
- 23 各省各庁の長は、勤務時間法第6条第 3項の規定により勤務時間を<u>割り振り、又</u> は同条第4項の規定により週休日を設け、 及び勤務時間を割り振ることとした場合に は、あらかじめ次の事項について<u>職員</u>に周 知するものとする。周知した事項を変更す る場合においても、同様とする。
 - (1) コアタイム等

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)_

- 11 各省各庁の長は、勤務時間法第6条第 3項の規定により勤務時間を<u>割り振る</u>こと とした場合には、あらかじめ次の事項につ いて<u>勤務時間法第6条第3項適用職員</u>に周 知するものとする。周知した事項を変更す る場合においても、同様とする。
 - (1) 部局又は機関ごとに当該部局又は機関 に勤務する規則第2条第1号から第3号

- (2) 始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯
- (3) 標準勤務時間の始まる時刻及び終わる 時刻
- (4) 休憩時間(削る)
- (5) その他必要な事項
- 24 勤務時間法第6条第3項の規定により 勤務時間を割り振った場合又は同条第4項 の規定により週休日を設け、及び勤務時間 を割り振った場合における規則第9条第2 項の職員への通知は、次の事項を記載した 文書により行うものとする。ただし、前項 の規定によりあらかじめ職員に周知している事項については、その記載を省略するこ とができる。
 - (1) 規則<u>第4条第2項</u>の規定により勤務時間を割り振った場合には、各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間
 - (2) 規則<u>第4条第3項</u>の規定により勤務時間の割振りを変更した場合には、変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間
 - (3) 規則第4条の4第3項の規定により週 休日を設け、及び勤務時間を割り振った 場合には、当該週休日並びに各勤務日の 正規の勤務時間及び休憩時間
 - (4) 規則第4条の4第4項の規定により週 休日及び勤務時間の割振りを変更した場合には、変更により週休日となった日並 びに変更された勤務日の正規の勤務時間 及び休憩時間

(削る)

- までに掲げる職員又は同条第4号に掲げ る職員にそれぞれ共通する勤務時間を割 り振らなければならない日及び時間帯
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- (5) 勤務時間法第6条第3項の規定による 勤務時間の割振りを開始する年月日
- (6) その他必要な事項
- 12 勤務時間法第6条第3項の規定により 勤務時間を割り振った場合における規則第 9条第2項の職員への通知は、次の事項を 記載した文書により行うものとする。ただ し、前項の規定によりあらかじめ<u>勤務時間</u> 法第6条第3項適用職員に周知している事 項については、その記載を省略することが できる。
 - (1) 規則<u>第3条第3項</u>の規定により勤務時間を割り振った場合には、<u>勤務時間を割り振った期間における</u>各勤務日の正規の 勤務時間及び休憩時間
 - (2) 規則<u>第3条第4項</u>の規定により勤務時間の割振りを変更した場合には、変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

- 13 各省各庁の長は、勤務時間法第6条第 3項の規定により勤務時間を割り振ること とした場合には、あらかじめ次の事項(規 則第2条第4号の規定による協議に係る文 書に記載する事項を除く。)について人事 院に報告するものとする。報告した事項を 変更する場合においても、同様とする。
 - (1) 対象となる部局又は機関の名称

(削る)

25 各省各庁の長は、第23項(2)の時間帯 の開始を午前8時より後に設定し、又は当 該時間帯の終了を午後8時より前に設定す る場合には、当該時間帯及び当該開始の時 刻又は当該終了の時刻とする理由について 人事院に報告するものとする。当該時間帯 によらないこととした場合においても、同 様とする。

第6 休憩時間関係

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、勤務時間法第6条第2項の規定により割り振られた勤務時間が7時間45分である場合において、規則第7条第1項第2号の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。
 - (1) 当該勤務時間の一部の時間帯における 在宅勤務(当該在宅勤務を行う時間帯の 直前又は直後に置かれた当該休憩時間に 職員の住居と通常の勤務場所との間の移 動が必要となるものに限る。)の適切な 実施を確保できない場合 当該移動に要 する時間を超えない範囲内

- (2) 対象となる職員の範囲(規則第2条第 4号に掲げる職員にあっては、当該職員 が占める官職及びその職務内容)
- (3) 第11項(1)及び(3)から(5)までに掲 げる事項
- (4) 対象となる規則第2条第4号に掲げる 職員について勤務時間法第6条第3項の 規定を適用しようとする理由
- (5) その他必要な事項
- 14 各省各庁の長は、勤務時間法第6条第 3項の規定を適用しないこととした場合に は、速やかにその旨を人事院に報告するも のとする。

(新設)

第6 休憩時間関係

1~3 (同左)

4 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、勤務時間法第6条第2項の規定により割り振られた勤務時間が7時間45分である場合において、規則第7条第1項第2号の休憩時間を置くだけでは当該勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務(職員の住居において勤務することをいい、当該時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。)の適切な実施を確保できない場合には、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長することができる。

- (2) 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校に就学している子を養育する職員又は勤務時間法第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(別紙第1の2及び別紙第1の3を除き、以下「要介護者」という。)を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合(当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合であって、当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。) 当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内
- 5 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項第2号の休憩時間を、当該休憩時間が60分とされている場合にあっては45分又は30分に短縮することができる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 要介護者を介護する職員が要介護者を介護する場合

(4) • (5) (略)

- 6 各省各庁の長は、<u>第4項(2)又は前項</u>の申 出について確認する必要があると認めると きは、当該申出をした職員に照会するなど その内容について確認するものとする。
- 第8 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の 勤務時間関係

規則第10条の「人事院が定める基準」は 、次に掲げる勤務の区分に応じ、次に掲げる 基準とする。

(1) 規則第10条第1号に掲げる研修 次に 掲げる研修の区分に応じ、次に掲げる基準 ア 自ら実施する研修 その課業時間 (講 義、演習、実習等の課業のための時間を いう。以下同じ。) が次に掲げるとおり であること。

- 5 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項第2号の休憩時間を、当該休憩時間が60分とされている場合にあっては45分又は30分、45分とされている場合にあっては30分に短縮することができる。
 - (1)・(2) (同左)
 - (3) <u>勤務時間法第20条第1項に規定する</u> 日常生活を営むのに支障がある者(以下 「要介護者」という。) を介護する職員 が要介護者を介護する場合
 - (4) (5) (同左)
- 6 各省各庁の長は、<u>前項</u>の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどその内容について確認するものとする。
- 第8 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の 勤務時間関係

規則第10条の「人事院が定める基準」は 、次に掲げる勤務の区分に応じ、次に掲げる 基準とする。

(1) 規則第10条第1号に掲げる研修 次に 掲げる研修の区分に応じ、次に掲げる基準 ア 自ら実施する研修 その課業時間 (講 義、演習、実習等の課業のための時間を いう。以下同じ。) が次に掲げるとおり であること。 (ア) 研修の効果的実施のため特に必要があると認められる場合、講師又は施設の確保のためやむを得ないと認められる場合等を除き、課業時間は、官庁執務時間に準拠した時間内に置かれ、かつ、1日につき7時間45分以内であること。

(化) (略)

イ (略)

(2) (略)

第10 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代 休時間の指定関係

 $1 \sim 6$ (略)

7 超勤代休時間指定簿の様式は<u>別紙第1の</u> 4のとおりとする。ただし、<u>別紙第1の4</u> の様式に記載することとされている事項が すべて含まれている場合には、各省各庁の 長は、別に様式を定めることができる。

8 (略)

第15 介護休暇関係

 $1 \sim 4$ (略)

(削る)

(削る)

<u>5</u> 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

(削る)

(ア) 研修の効果的実施のため特に必要があると認められる場合、講師又は施設の確保のためやむを得ないと認められる場合等を除き、課業時間は、<u>官庁執務時間並びに休暇に関する件(大正1</u>1年閣令第6号)第1項に定める官庁執務時間に準拠した時間内に置かれ、かつ、1日につき7時間45分以内であること。

(イ) (同左)

イ (同左)

(2) (同左)

第10 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代 休時間の指定関係

1~6 (同左)

- 7 超勤代休時間指定簿の様式は<u>別紙第1の</u> 2のとおりとする。ただし、<u>別紙第1の2</u> の様式に記載することとされている事項が すべて含まれている場合には、各省各庁の 長は、別に様式を定めることができる。
- 8 (同左)
- 第15 介護休暇関係

1~4 (同左)

- 5 規則第23条第1項の「同居」には、職 員が要介護者の居住している住宅に泊まり 込む場合等を含む。
- 6 規則第23条第1項第2号の「人事院が 定めるもの」は、次に掲げる者とする。
 - (1) <u>父母の配偶者</u>
 - (2) 配偶者の父母の配偶者
 - (3) 子の配偶者
 - (4) 配偶者の子
- <u>7</u> 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。
- 第18 矯正医官法第5条第1項適用職員の勤 務時間の割振りの基準等関係
 - 1 規則第31条の2第2項の「人事院の定 める日」は、次のとおりとする。
 - (1) <u>矯正医官法第5条第1項適用職員が日</u> を単位として出張する日
 - (2) 矯正医官法第5条第1項適用職員が規 則第10条第1号に掲げる研修を受ける

日

- (3) 第16の第2項による計画表等により 、矯正医官法第5条第1項適用職員が休 暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤 務しないことを予定していることが明ら かな日
- 2 第3の第5項及び第7項から第14項までの規定は、矯正医官法第5条第1項の規定に基づく勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、第3の第11項(1)中「部局又は機関ごとに当該部局又は機関に勤務する規則第2条第1号から第3号までに掲げる職員又は同条第4号に掲げる職員にそれぞれ共通する勤務時間」とあるのは「休憩時間を除き連続する2時間の勤務時間」と、「日及び時間帯」とあるのは「時間帯」と読み替えるものとする。

第18・第19 (略)

第19・第20 (同左)

1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	知紙第1(その1) <u> </u>	2						
(単位期間	本人 A A B APO の印 集の日	# I I I I I I I I I I I I I I I I I I I			# 24 日	第二年 第二年 第二年 第二年 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	# 2		所属	氏名
の	* A A A A A A A A A A A A A A A A A A A			が担ぐ	第一日本・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		生 八美田			╁
年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	* 60 イ B D D D D D D D D D D D D D D D D D D				я в в в		割振りの後の変更の申告・割振り	更の申告・割携	(i)	
助側 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分	年 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申			8	務時間数	始業の時刻。終業の時刻	時刻 勤務時間数	申告·割振り 年月日	本人の印	4年 4年 8年 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日 8日
	*			分時分	時間分	安	時間	分 年月日		11170
Mill 39										
Militing 29										
次 區盤										+
6 min										
Mail 9										
									t	+
			小計		時間 分					
						-				
						+	+		1	1
		-							l	ł
	-	-								
			 # -		- 日報	···	-		1	\dagger
時間 分							-			ł
			• •			+				
							_			1
	-									
			 # -{		· = = =					ł
安 三軸	-				. min.		-			ł
							-			
		-								-
			*							
									-	
								-		
		•						-		
			 #		· 超型					$\frac{1}{1}$
が開報		Ī	4		小四四					ł

		益	助務時間の申告・割扱	受り 海			
		_					
部課名:			年月日から年		書明版り年月日:	年 月 日	ED
	単位期間の勤務 申告の内容	時間	割		勤務時間の変更		一備
職員氏名	申告年月日及び本人印]	割振りの内容	変更の申告の内容	申告本人年月日印	割振りの変更の内容	割振り 各名 年月日 の長の	F 17
				- -::-		- - :- : :	
	[年月日印]						+
				-			
	[年月日印]						
	[年月日印]						
						1	
				-		-	
	[年月日印]			• •		• •	\bot
							-
	[年 月 日 印]			-	+	- - : :	-
袱第1(その2)							a galan
除第1(その2)		F	3告・割振り) %等			gg le A
	申告・:				事情振少年月日 : 2	手 月 日	
部課名:		害咁派の其間:	年月日から年 週間	月日まで	書號版♡年月日: 2 ■ ○	平月日	
	単位期間の動務 単位期間の動務 申告の内容	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで	更の申告・割振り		印
部課名: 職員氏名	単位期間の勤務	害咁派の其間:	年月日から年 週間	月 日まで り後の変] 申 告 本 人 年月日 印		割振り 各紹介 年月日 の最の印	印備
部課名: 職員氏名 <u>俸給表</u>	単位期間の動務 単位期間の動務 申告の内容	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで 9 後 の 変] 申 告 本 人 年月日 中	更の申告・割振り	割振り 名名行 中月日 の長の印	印備
部課名: 職員氏名 <u>俸 給 表</u> <u>後 頻 境</u> 定	単位期間の動務 単位期間の動務 申告の内容	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り後の変〕 単 告 本 八年月日 小・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	更の申告・割振り	割振り 各格の年	印備
部課名: 職員氏名 <u>俸給表</u> 根拠規定	単位期間の動務 単位期間の動務 申告の内容	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り後の変] 申 告 本 人年月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	更の申告・割振り	割振り 容格符年月日 の長の年	印備
部課名: 職員氏名 <u>俸給表</u> 根拠規定	単 位 単 位 期 間 の 動 務 申 告 の 内 容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り後の変] 申 告 本	更の申告・割振り	割振り 答紹介年月日 の製の印	印備
部課名: 職員氏名 <u>俸給表</u> 根拠規定	単 位 単 位 期 間 の 動 務 申 告 の 内 容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り後の変] 申 告 本 人 年月日 印	更の申告・割振り	割振り 答紹介 年月日 の風が	印備
部課名: 職員氏名 <u>俸 名表</u> <u>複 娘 娘 定</u> 連集 0 未業 3 項 連集 0 未業 3 項	単位期間の動務 単位期間の動務 申告の内容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り後の変] 申告 本 人	更の申告・割振り	割振り 容給的	印備
部課名: 職員氏名 <u>俸 治表</u> <u>根 拠 頻 定</u>) 世第 0 未第 3 項) 世第 0 未第 3 項	単位期間の動務 単位期間の動務 申告の内容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り 後 の 変 】 車 告 本 人 年 月日	更の申告・割振り	割振り 容給好年月日 の駅の日	印備
部課名: 職 負氏名	単位期間の動務 単位期間の動務 申告の内容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り後の変] 申告 本 人	更の申告・割振り	割振り 容給的	印備
部課名: 職 周 氏名 (產 給 表 (债 施 規 定 () 過繁 () 未第 3 項 () 過繁 () 未第 3 項	単位期間の動務 単位期間の動務 申告の内容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで 9 後 の 変] 申 告 本 介 平 月日	更の申告・割振り	割振り 容益的年	印備
部課名: 職	単位期間の動務 単位期間の動務 申告の内容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り 後 の 変 】 単 告 本 人 	更の申告・割振り	割振り 容給好年月日 の影の好	印備
部課名: ・ 職 角氏名 ・ 産 治 表 ・ 根 拠 規 定 ・ 世 巻 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	単位期間の動務 申告の内容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り 後 の 変 】 単 告 本 人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	更の申告・割振り	割振り 容晶的年	印備
部課名: 職 負氏名 <u>俸 治 表</u> 根 如 須 定 1 沙第 6 全第 3 項	単位期間の動務 申告の内容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで 9 後 の 変] 申 告 本 介 	更の申告・割振り	割振り 容晶野年月日 の影の知	印備
部課名: 職員氏名 を	単位期間の動務 単 位 期間の動務 単 告 の 内 容 [申告年月日及び本人印] [年 月 日 印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで 9 後 の 変] 申 告 本	更の申告・割振り	割振り 容益の年	印備
部課名: 職 員 氏名 <u>俸 给 表</u> <u> </u>	単位期間の動務 申告の内容 [申告年月日及び本人印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り 後 の 変 】 申 告 本	更の申告・割振り	割振り 容給の年	印備
部課名: 職員氏名 <u>俸 给 表</u> 根 <u>例</u> 與定 □ 必要 ○ 未度 3 項 □ 沙罗 ○ 未度 3 項 □ 沙罗 ○ 未度 3 項 □ 沙罗 ○ 未度 4 項	単位期間の動務 単 位 期間の動務 単 告 の 内 容 [申告年月日及び本人印] [年 月 日 印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日 まで り 後 の 変 】 申 告 本	更の申告・割振り	割振り 容給好年月日 の影の年	印備
部課名: 職員氏名 (產給表) 他與規定 沙第6条第3項 沙第6条第3項 沙第6条第3項 沙第6条第3項	単位期間の動務 単 位 期間の動務 単 告 の 内 容 [申告年月日及び本人印] [年 月 日 印]	害併成り期間: 芝期間: 時間	年 月 日から 年 週 間 割 振	月 日まで り 後 の 変 】 申 告 本 人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	更の申告・割振り	割振り 容給好年月日 の影の好	備

						<u> </u>	-01H105	長り簿						
									所属		氏名			
		単位期	間の	勤務時	計問			割振り	後の豊	功務 時間	の変更			
申告・書脈の其間	申 년 [申告年	の 内 月日及び本人	容[印]	割っき	振りの 明日及び各省も	内容 計庁の長の印	変更の申告の内	容 申 告 年月日	本人印	割振りの	変更の内容	割振り 年月日	各格庁 の長の印	備
年月日から														
年 月 日 まで	[年	月日	En 1	r ==	月	et en 1								
年月日		/3 H			/4	ц н ,								
から 年 月 日 まで														
	[年	月 日	ED]	[年	月	目 印]								
年月日 から 年月日														
まで	[年	月 日	EP]	[年	月	目 FP]								
年月日から												<u> </u>		
年月日まで			en 1		_	et en 1								
年月日	[年	月日	Elt 1	L #	月	H FIV								
から 年月日												<u> </u>		
まで	[年	月 日	EP]	「 年	月	目 FP]			1			+		
別紙第1(その3)														WA A A
別紙第1(その3)						申台	告 · 割 振 ½)簿	「祇屋		In a	Į.e.		
別能第1(その3)						申(所属		庆名	셜	给表	500-6
申告・割脈が其間	甲石	単位期間であった。	~	割 3	振りの「	カ 容	割	振り後	の変更	厚の 申 告 	· 割振り	割振り	各紹庁	
	甲石	<u>単位期</u> <u>で位期</u> 別 内 月日及び本人	~	割 3	注間 振りの1 モD2が音音台	カ 容		振り後容 申告年月日				割振り日・・・	各紹庁	
申告・継続/具體 <u>極 須 定</u> 年 月 日 か ら 年 月 日 か さ	甲石	· 0 M	(印) (印)	割 3	振りの「	対容 特別の利	割	据り後容 申告日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の変更		· 割振り	割振り年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	各紹庁	
申告事順於月期間 根 他 頒 定 年 月 日まつ 日前第6条第3項 日前第6条第3項	甲石	· 0 M	容 	割 3	張りの「	対容 研の長の6回 週間 日印]	変更の申告の内	振 9 後	の変更		· 割振り	割振り年月日	各紹庁	
申告事順が具題 概 <u>値 頻 定</u> 年 月 日 5 7 年 月 日 5 7 口波策 6 8 条 2 項	甲号	・ の 内 月日及び本人	四 間	事! 引 ・	張りの「	対容 よ庁の長の4利 週間	変更の申告の内	振り後 字 申 告 年月日	の変更		· 割振り	割振り年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	各紹庁	
申書・事庫が月期間 板 値 規 定 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日から	甲 语 申告年	月日及び本人	容(印) 週間 印] 週間	書刊 3 唐服り年月	振りの「 HED及び存金管 月	対容 対すの長の6和 <u>週</u> 間 日 印 1 <u>週</u> 間	変更の申告の内	振り後容 申 告日	の変更		· 割振り	割振り年月日	各紹庁	
申告事職が其間 種 施 須 定 年 月 日から 年 月 日まで 日波度6条金3 年 月 日まで 日波度6条金3 年 月 日まで 日波度6条金3 年 月 日まで 日波度6条金3 日 日まで 日波度6条金3 日 日 カ ら 年 月 日 まで	甲 音 申告年	月日及び本人	容(印) 週間 印] 週間	事! 引 ・	振りの「 HED及び存金管 月	対容 研の長の6回 週間 日印]	変更の申告の内	振り後年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の変更		· 割振り	割振り日	各紹庁	
申告事態が見間 種 施 須 定 年 月 日から 年 月 日まで 日波度の条金3項 年 月 日まで 日波度の条金3項 年 月 日まで 日波度の条金3項 年 月 日まで 日波度の条金3項 日 日まで	甲 语 申告年	月日及び本人	容(和)	書刊 3 唐服り年月	振りの「 HED及び存金管 月	对容 紹介級的 週間 目即] 週間	変更の申告の内	振り後年月日	の変更		· 割振り	割振り日	各紹庁	
財告・建勝の其間 極一般 須 定 年 月 日から	甲 语 申告年	月日及び本人	等的 型 間 印] 理 間 即 即 即 即 即 即 即 即 即 即 即 即 即 即 即 即 即 即	高川 4 	振りの「 HED及び存金管 月	内容 対の例の例 理 期 日 印 1 理 期 日 印 1 項 期	変更の申告の内	振り後年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の変更		· 割振り	割振り日	各紹庁	
財活・金庫家)其間 様 値 類 定 年 月 日から 年 月 日から	甲音集	月日及び本人	等的	高川 4 	振 ツ の 「 HD及び 合金金 月	对容 好の長の印 週 蘭 目 印] 週 蘭 日 迎 蘭	変更の申告の内	振り像年月日	の変更		· 割振り	割振り年月日	各紹庁	
神古事地が月間 様 値 須 定 年 月 日から 年 月 日から	甲音集	月日及び本人月日及び本人月日	 (学科) (理) (日) (日)	(年 年 [年	振 ツ の 「 HD及び 合金金 月	为容	変更の申告の内	振り後年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の変更		· 割振り	割振り年月日	各紹庁	
神古事地が月間。 種 施 須 定 年 月 日から 年 月 日まで 日波度 6余度 3 項 年 月 日まで 日波度 6余度 3 項 年 月 日から 年 月 日から	甲音 (申告年 (年 年 任 年 任 年 任 年 任 年 任 年 任 年 任 年 任 年	月日及び本人月日及び本人月日	 (学科) (理) (日) (日)	(年 年 [年	振りの1世界のできませ	为容	変更の申告の内	振り後年月日	の変更		· 割振り	割据9日	各紹庁	
申告・訓練の規制 極 拠 規 定 年 月 日まつ □治度の余葉 1項 年 月 日まつ □治度の余葉 1項 年 月 日まつ □治度の余葉 1項 年 月 日から	甲 音	月日及び本人月日及び本人月日	(等)(理)(期)(申)(理)(期)(申)(理)(明)(理)(明)(理)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)(明)	唐明 4 日本	振 ツ の I 中 10次 / ** 	村容 対の長の60 連 關 目 印 1 連 關 目 印 1 連 關 目 印 1 連 關	変更の申告の内	振り後年年日	の変更		· 割振り	割 据 り 日	各紹庁	(備:

改 正 後	改 正 前
別飯第1の2	(新設)
養育又は小護の状況申出書 (年 月 日提出) 所 属 的	
次のともり動務時間放棄の条第4項の規定に基づく週休日及び動務時間の割据りに 「コ 子の養育 係る 「二 要の護者の介護」 の状況を申し出ます。	
1 申出に係る子又は要介護者 (1) <u>E名</u> (議 員との同居又は別居の別 □ 同居 □ 別居) (要介護者である場合はその誘摘:)	
[2] 子の生年月日 <u>年 月 日生(□山産予定日)</u> [3] 義子縁題の効力が生じた日 年 月 日	
2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
注1 [12] 子の生年月日」及び「1(3) 養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状 現たついて申し出る場合に記入する。なな、単山に係み子が申出の際に出生していない 場合には、「中の生年月日」に出産予定日を記入し、「出産予定日」の口にレ印を記入 する。は、日本との表す。 子を養育するために申し出る場合、申山に係る子の長名、申出者との誘柄及び生年月 日を証明する書類(医師が現ではあたが行する出生(度) 証明書、単子健康手帳の出生 風出済記明書、官公署が発行する出生風受理証明書等)を添付する(写しでも可)。 2 [2 要外護者の分様の対象をは、製工をのより、要の様差の分様の内 申し出る場合に、職員が要介積者の分様をしなければならなくなった状況及び分様の内 容が明らかになるように、具体的に記入する。	

以 正 後	改正前
	(新元)
3.03	
養育又は介護の状況変更届 (年 月 日提出) 所 屬 印	
次のとおり勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに 「コーチの養育 係る 「コー要介護者の介護」の状況について変更が生じたので届け出ます。	
1 届出○書田	
2 届出の事実が発生した日年 月 日 日	
注 「1 居出の事由」には、養育又は介護の状況の変更についてその内容が明らかになるように、具体的に配入する。 (日本工業規格A列4)	

改正後	改正前
別能第1の4	別紙第1の2
超勤代休時間指定簿	超勤代休時間指定簿
氏 名 1.超動代体時間を指定する日、当該超動代体時間を指定する日の正規の勤務時間、	氏 名 1. 超勤代休時間を指定する日、当該超勤代休時間を指定する日の正規の勤務時間、
当該超斯代休時間を指定する時間等	当該超勤代休時間を指定する時間等
 超勤代休時間を指定する日 年月日 	超勤代休時間を指定する日年月日
・ 当該超勤代休時間を指定する日の正規の勤務時間・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・当該超勤代体時間を指定する日の正規の勤務時間:
- 当該超勤代休時間を指定する時間 	・ 当該超勤代体時間を指定する時間 :
一 4時間 指定に代えよう 第1号 第2号 第3号 一 7時間 45分 指定に代えよう 第1号 第2号 第3号 一 時間 分 やな起動所 (年次体験※に連続) 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 して指定する場合 機算率 ×25/100 ×50/100	4時間 指定に代えよう 第1号 第2号 第3号 6年次休暇※に連続 中でお経過動所 中でお経過動所 6年次休暇※に連続 中の時間数 時間 時間 6上で指定する場合 東韓 本25/100 ×56/100 ×15/100
2. 職員の意向「超勤代休時間の指定を希望しない旨を申し出ない 本 人 印こと」	2.職員の意向「超勤代体時間の指定を希望しない旨を申し出ない 本人 印こと」
(日本工業規格A列4)	(日本工業規格 A列 4)

平成4年職福-20 新旧対照表(平成28年職職-28関係)

改正後	改正前
第6 育児休業をしている職員の <u>期末手当</u> の支 給関係 (略)	第6 育児休業をしている職員の <u>期末手当等</u> の 支給関係 (同左)
第8 育児短時間勤務の承認関係 1・2 (略) 3 育児短時間勤務をしようとする期間の全 でを4週間ごとの期間に区分することがで きない場合における規則第19条第1号に 定める1週間当たりの勤務時間については 、当該育児短時間勤務をしようとする期間 をその初日から4週間ごとに区分した各期 間及びその最後に生じる4週間未満の期間 について、それぞれ当該1週間当たりの勤 務時間となるようにするものとする。	第8 育児短時間勤務の承認関係 1・2 (同左) (新設)
<u>4 · 5</u> (略)	<u>3</u> ・ <u>4</u> (同左)